

作業基準

令和8年3月23日

目 次

第 1 章 目的

第 2 章 作業体制

第 3 章 危険物等の取扱い

第 4 章 乗下船作業

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 この基準は安全管理規程に基づき、下記航路の船舶の作業に関する基準を明確にし、もって航海の輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

- (1) 芭露漁港 航路
- (2) 藻琴湖 航路
- (3) 砂町水再生センター 航路
- (4) 下手浜漁港 航路
- (5) 村上マリーナ 航路

第 2 章 作業体制

(作業体制)

第 2 条 運航管理者又は、運航管理補助者は乗下船する旅客の誘導・船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し・タラップ等の旅客乗降用設備の付け離し操作等の作業を実施する。

- 2 船長は、船内作業員を指揮して、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第 3 章 危険物の取扱い

(危険物の取扱い)

第 3 条 「危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令」の定める物は輸送しない。

第 4 章 乗下船作業

(乗船作業)

第 4 条 旅客の乗船は原則として離岸 5 分前とする。

- 2 離岸 10 分前になったときは、船内作業員は運航管理補助者に旅客の乗船を開始するよう合図する。
- 3 運航管理補助者及び船内作業員は、乗船旅客数を把握し、旅客定員を超えてはいないことを確認して、船長に報告する。

(離岸作業)

第 5 条 船内作業員は、旅客の乗船が完了したときはその旨を船長に報告し、船長の指示により迅速に離岸作業を行う。

(係留中の保安)

第 6 条 船長及び運航管理補助者は、係留中旅客の安全に支障のないよう係留方法・タラップ（歩み板）等の乗降用設備の保安に十分留意する。

(下船作業)

第 7 条 船長は船体が完全に着岸したことを確認したいときは、船内作業員に合図する。

- 2 船内作業員はタラップ等の乗降用設備を架設し、架設完了を確認した後旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し船長に報告する。

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第 8 条 運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。
周知事項の掲示場所は発着場とする。

- (1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第 9 条 船長は船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号・避難経路等）
- (4) 病気・盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第 10 条 船長は救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 旅客には常時、救命胴衣を着用させること。
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法

(乗組員の救命胴衣の着用)

第 11 条 運航管理者は船長その他の乗組員に自ら救命胴衣を着用させなければならない。